

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十一号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

特定非営利活動促進法の一部改正を踏まえ、指定特定非営利活動法人における役員報酬規程等の備置期間を延長する等の改正を行う。

二 内容

- (一) 指定特定非営利活動法人が役員報酬規程等を事務所に備え置く期間の延長
- (二) 指定特定非営利活動法人が助成の実績を記載した書類を事務所に備え置く期間の延長
- (三) 指定特定非営利活動法人から提出された役員報酬規程等及び助成の実績を記載した書類を県において閲覧・謄写できる期間の延長
- (四) 指定特定非営利活動法人の二百万円を超える海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出義務の廃止

三 施行期日等

- (一) 施行期日
この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(二) 経過措置

- ア この条例の施行日前に開始した事業年度に係る役員報酬規程等の書類を備え置く期間、及び当該書類を県において閲覧・謄写できる期間については、なお従前の例による。
- イ この条例の施行日前に行われた助成金の支給に係る書類を備え置く期間、及び当該書類を県において閲覧・謄写できる期間については、なお従前の例による。
- ウ この条例の施行の際現に埼玉県指定特定非営利活動法人の指定を受けている法人による施行日の属する事業年度以前における二百万円を超える海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の提出等については、なお従前の例による。